

～ 岩手県中小企業振興第2期基本計画（素案）の概要 ～

第1章 計画の基本的な考え方

中小企業振興条例

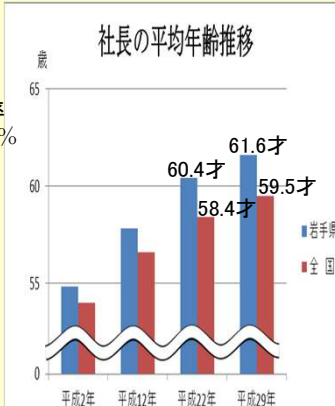
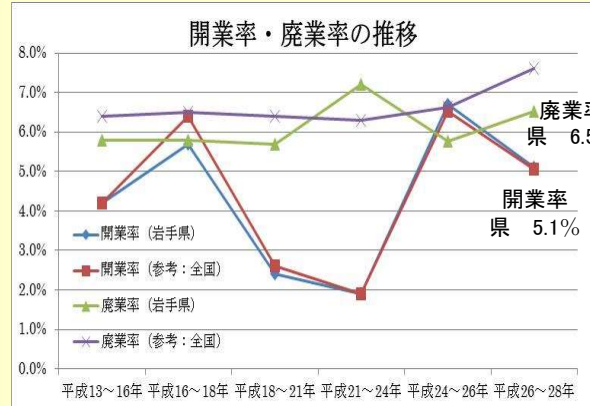
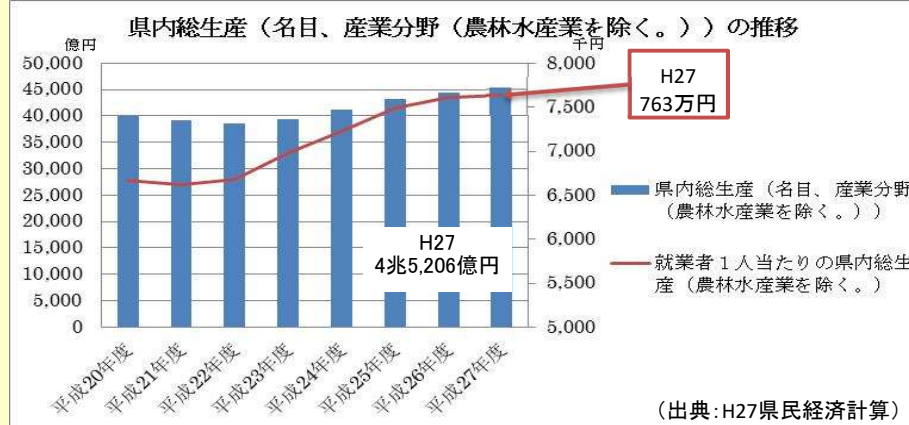
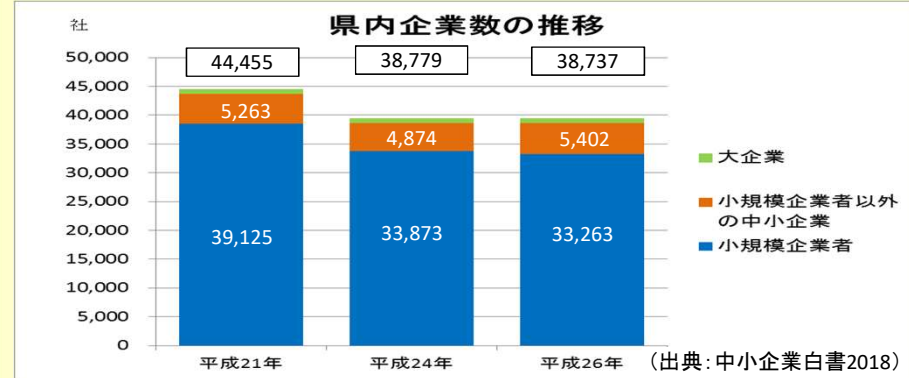
- 中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図るために制定。(H27.4.1施行)

基本理念(条例第3条)

- 中小企業者の新たな事業分野の開拓や経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進を図ること。
- 中小企業者による魅力ある多様な就業の機会の創出や中小企業者の事業活動により地域において生産される商品の消費等の促進を図ること。
- 中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民、教育機関、中小企業関係団体その他の関係機関及び関係団体が参加し、連携し、及び協力するよう努めること。

⇒本計画は、条例第3条の「基本理念」を基本的な考え方とし、前計画の実施内容等を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を継続的に推進。

第2章 中小企業・小規模企業者の現状と課題



計画期間

2019年度から2022年度までの4年間

県の次期総合計画との関係

岩手県次期総合計画「長期ビジョン」、アクションプラン「復興推進プラン(仮称)」、「政策推進プラン(仮称)」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進。
(次期総合計画の政策の体系における「仕事・収入」分野をはじめ、各政策分野の中小企業振興施策を条例に基づいて横断的に推進。)



前計画における主な実施内容

前計画により、平成28年度から30年度までの計画期間において、延べ359事業、4,223億円の中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進。

	総事業数	総事業費	(参考) 県全体の予算規模
平成28年度	113事業	1,332億円	10,287億円
平成29年度	120事業	1,469億円	9,797億円
平成30年度	126事業	1,422億円	9,533億円
計	359事業	4,223億円	

(1) 東日本大震災津波による被災事業者の事業再開等の取組状況

- グループ補助金や県単融資制度の活用促進による施設・設備の早期復旧。
- 二重債務問題へのワンストップでの相談対応、債権買取等の支援。
- 中小企業東日本大震災復興資金貸付及び保証料補給による金融支援。

(2) 中小企業・小規模企業者の生産性向上等の取組状況

- 「経営革新計画」や「経営力向上計画」の策定支援。
- 「岩手県事業引継ぎ支援センター」による、相談対応やマッチング支援。
- 「岩手県事業承継ネットワーク」による、事業承継に係る支援体制を強化。
- 若者の起業マインドの醸成や後継者の育成。

本県中小企業・小規模企業者の課題

・本県の中小企業は、企業数で県内企業全体の99.8%、常用雇用者数で県内全体の85.9%を占めており、事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域づくりを支えています。

・沿岸地域においては、被災企業の事業再開が8割を超えているほか、にぎわいの拠点となる大型商業施設が開業しています。一方で、H30年9月現在で226者の事業者が仮施設での営業を余儀なくされています。

・人口減少と少子高齢化の急速な進行や人手不足など事業環境が厳しさを増す中、中小企業は、経営革新や経営力向上などに取り組み、生産性の向上を図っていく必要があります。

・県内の経営者の高齢化は、全国を上回って進行しており、また、本県の開業率は廃業率を下回っていることから、円滑な事業承継が求められています。

・県内の雇用環境は、有効求人倍率が1倍を超え、正社員の有効求人倍率も7年連続上昇と改善している一方、県内企業にとっては人材確保が課題となっています。

第3章 目指す姿等

目指す姿① 企業の魅力向上 ☆

県内中小企業が、付加価値の高い商品やサービスをつくり出すことにより、企業としての魅力を高めています。

目指す姿①・②・③の実現に向け、資金、商品・サービス、人材・雇用、資源、エネルギー、情報など、地域の経済を地域で回す
⇒持続可能で活力ある循環型の地域経済へ

目指す姿② 働きやすい環境 □

県内中小企業が、働きやすい環境を整備し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を提供しています。

目指す姿③ 利用の促進 ◇

県民をはじめ、県外の消費者にも、県内中小企業が提供する商品やサービスについての共感が得られ、利用が進んでいます。

本計画における重点的取組事項

- 東日本大震災津波からの「なりわいの再生」について、復興の取組を引き続き進めます。
- 中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組を促進します。
- 経営者の高齢化や後継者不足などの課題に対し、円滑な事業承継や起業・創業などにより、新たな経営人材を育成します。
- 働き方改革の推進、企業の収益力の向上等を支援することにより、人材の育成・確保・定着を促進します。

推進する施策

条例第7条～11条に基づき、次の施策を推進する。(凡例: 目指す姿①☆、②□、③◇)

- 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実(☆、□、◇)
- 新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援(☆)
- 新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給(☆)
- 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備等(☆)
- その他中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備(☆、□、◇)
- 地域資源を活用した商品・役務の販売先の開拓、新たな地域資源の発掘等(☆、◇)
- 創業、円滑な事業承継の支援(☆)
- 小規模企業者への支援(☆、□、◇)
- 雇用環境の整備に対する支援等(□)
- 消費の促進等(◇)

施策項目ごとに【施策の方向】や【主な施策】、【施策ごとの指標】を設定します。(次期総合計画の議論及び予算編成過程を踏まえ検討していきます。)

第4章 計画推進に向けて

推進体制(産業支援機関、大学等との緊密な連携)

市町村との連携

中小企業の受注機会の確保

積極的な情報発信等

施策の実施状況の公表